

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
(逗子市消防計画の廃止)
- 2 昭和 50 年 4 月 1 日制定の逗子市消防計画は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(逗子市消防計画の廃止)
- 2 逗子市消防計画（昭和 54 年逗子市消防本部訓令第 5 号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
(逗子市消防計画の廃止)
- 2 逗子市消防計画は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。